

わが国のこども保険（5）徴兵保険はなぜ生命保険なのか

読者の皆様は、連載で取り上げている「こども保険」と、最近話題となっている「こども保険制度」とは異なることをご承知のことと思われる。「こども保険制度」については、社会保険制度として構想されているが、この制度が社会保険として機能するのかについては大いに疑問である。

社会保険といえども「保険の仕組み」が利用されなければ税金とかわらない。いやむしろ税金よりも悪い結果を招くかもしれない。税金を使うためには国会の予算委員会で審議される必要があるが、社会保険の給付はそれがないためある種のモラルハザードが生じかねない。「保険の仕組み」で重要なのは、保険料の計算と給付条件の明確化、そして給付を規律づける機能である。これらがしっかりしていないと、逆選択やモラルハザードにより制度が破綻する可能性がある。

新聞等の報道で知るかぎり、給付条件が不明確である。たとえば、短視的な少子化対策の観点から保育施設への投資などを主張する意見もあるようだ。一般財源でおこなうべき支出を保険給付とすることは、保険の仕組みと矛盾する。「保険事故」が曖昧な給付を容認すれば、給付反対給付均等の原則が満たされず、同時に収支相等の原則も満たされないことになる。「こども保険制度」が社会保険として実現するためには、そこに「保険の仕組み」が存在しなければならないという当然なことを、保険を研究する者として指摘しなければならないと考えているが、より詳しくは、別稿で論じることとする。

今回の主なテーマは、徴兵保険がなぜ生命保険なのかということである。徴兵保険の保険金支払い事由は、生死ではなく、徴兵制度において入営するかどうかということである。単純にいえば、入営した人には保険金を支払い、入営しなかった人にはそれまでに支払った保険料総額が払い戻されるというものである。したがって、徴兵保険は、「生命保険契約ハ当事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シ一定ノ金額ヲ支払フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」（旧商法保険法第 673 条）という旧保険契約法の生命保険の定義には当てはまらない。不勉強のため当時の法学者が徴兵保険に関してどのような解釈論を展開していたのかについては不明である。しかし、この規定は、これに当てはまらないものは生命保険ではないという厳格な規定ではなく、ある契約は、このような場合に、生命保険としての効力を生じるのであるという定義であるといわれている（効力規定）。だとすれば、少なくとも保険契約法上では、この条文に当てはまらないからといって、ただちに生命保険ではないということまではいえない。

とすると次は監督法上の対応ということになる。徴兵保険の商品設計を見ると、監督官庁が生命保険に属するものとした理由が推測できる。徴兵保険がその商品設計において保険金の支払事由に該当しなかった人に何も払わないというものだったら、徴兵保険は損害保険に分類されていたかもしれない。しかしながら、徴兵保険に加入したすべての契約者が保険金または保険料返還のいずれかの給付を必ず受けるという商品であった、具体的に

例えば、徴兵された者に対しては徴兵保険金を払い、徴兵されなかった者に対しては既払掛金を返還するというものであった。さらに 20 歳という「徴兵適齢」以前に被保険者が死亡した場合であっても、それまで払い込んだ保険料相当額が支払われることになっていた。商品的には、ヒト保険であるため損害保険商品とはいいがたく、生存保険商品として生命保険業として監督すべきものという認識が生まれたものと理解できる。

徴兵保険の加入における特徴は、誕生から満 15 歳までを被保険者とする「こども保険」であること、および契約にあたって身体検査を要しないことである。徴兵保険は、わが国の「こども保険」の市場を大きくした大事な商品であった。徴兵保険が販売された明治 31 年頃において、すでにいくつかの生命保険会社は「こども保険」を販売していた。しかし未成年を被保険者にすることに対する社会的な心配がなかったわけではない。優良な大手生保は、「こども保険」を販売せず、その販売は一部の中小生保に限られていた。このような状況において、徴兵保険は、男児に限っていたものの、「こども」を被保険者とする保険契約に対する社会の心配を薄める役割を果たした。とくに徴兵保険への加入が愛国心の具体化とされる風潮が高まったことが大きかった。

保険約款を比較検討することによって、徴兵保険の商品をとおした歴史を知ることができる。それほど多くではないが、所蔵の史料を用いて、可能なかぎり明らかにしていきたい。所蔵の史料から、徴兵保険株式会社（「第一徴兵」）の徴兵保険約款で比較可能なものをあげると、「原始約款」（明治 31 年）、明治 41 年「徴兵保険約款」、明治 44 年「徴兵保険約款」、大正 7 年「徴兵普通保険約款」、昭和 2 年「徴兵普通保険約款」、昭和 11 年「徴兵保険普通保険約款」、昭和 16 年「徴兵保険普通保険約款」、昭和 17 年「徴兵保険普通保険約款」である。他の徴兵保険会社の約款で参考にできるものは、昭和 9 年「富国徴兵保険相互会社普通保険約款」、昭和 14 年「徴兵保険普通保険約款」、昭和 16 年「徴兵保険普通保険約款」（以上、富国徴兵保険）および国華徴兵保険の昭和 9 年「徴兵保険普通保険約款」と日本徴兵保険の昭和 6 年「日本徴兵保険株式会社、徴兵保険普通保険約款」である。以下に示す分析の結果は、以上の約款の比較から得られたものである。

=====
徴兵保険株式会社『徴兵保険規則』（明治 31 年）より被保人の規定部分
=====

第一徴兵の「原始約款」（明治 31 年）では、保険金支払いについては、次の 3 条で規定されている。「第 20 条、被保人徴兵適齢（即満 20 歳）に達し当籤現役に服し入営するときは契約の保険金額を受取人に払渡すものとす。第 21 条、被保人中志願兵となるか又は適齢に達するも正当の理由により現役に徴集せられざるときは甲種徴兵保険に於ては既払掛金を払戻し、乙種徴兵保険に於ては保険金半額を交付す。第 22 条、被保人中第一補充兵に当籤したる者には本人の希望により掛金払戻を延期することあるべし。本項延期中に於て補欠の

為め現役に徴集せられたるときは契約の保険金を払渡すべし。」

=====

徴兵保険株式会社『徴兵保険規則』（明治31年）より保険金払渡の規定部分

=====

第一徴兵の最初の徴兵保険商品は、甲種と乙種にわかれており、その違いは兵役に徴集されなかった場合の保険金・給付金の額であった。面白いことに、同社は、この二段階の保険金給付方式を昭和初期まで保っていた。上述した約款でいえば、明治41年の約款改訂では、第1種、第2種という分類になり、大正7年の約款では、第1類、第2類という分類となっている。昭和2年の約款にも第1類、第2類の分類は継承されているが、昭和11年の約款には二段階の分類はなくなっている。少なくとも手元の約款でみるかぎり、他社にこのような二段階の分類は見られない。ただし他社の大正期の保険約款を参照できていないので、現時点で決定的なことはいえない。

明治41年の約款改正で目立ったことは、記述が精緻になり、条文の構成も明確になったこと。保険金支払いに関する変更、すなわち現役に徴集されなかった場合には乙種だと保険金額の半額が支払われていたことが廃止されたこと、志願兵については「原始約款」には規定がなかったが、第二類の保険金の全額支払いとなったこと。原始約款が、保険金受取人は被保人または親族に限定するという規定があったが、明治41年の約款では廃止されていること、などである。興味深い点としては、被保険者に徴兵令第31条に該当する徴兵忌避行為があった場合には免責としていることである。徴兵忌避行為は徴兵保険の保険金増大を招くものではないが、徴兵保険の創設の趣旨に反するために設けられた規定である。この規定は、時代が下ると既払い掛金も支払わないなどより不寛容な規定となっている。なおこの規定は、他社の保険約款にも含まれている。

第一徴兵は初期営業においては若干苦勞するが、掲載した画像にみるように、着実に発展した。日本徴兵などの追随企業が出現したが、戦前一貫して徴兵保険の大手企業として活躍した。第一徴兵の「独走」に待ったをかけたのは、富国徴兵であった。同社の経営にあたった吉田義輝は、第一徴兵の元社員であり、徴兵保険の特徴と市場の有望性を知り尽くしていた。また吉田を資本の面から助けたのは根津財閥の当主、根津嘉一郎であった。富国徴兵の設立は大正12年と遅く、しかも創立時に関東大震災に見舞われるという困難があったが、徴兵保険を販売する唯一の相互会社という触れ込みで徴兵保険市場において急激に成績を伸ばした。

=====

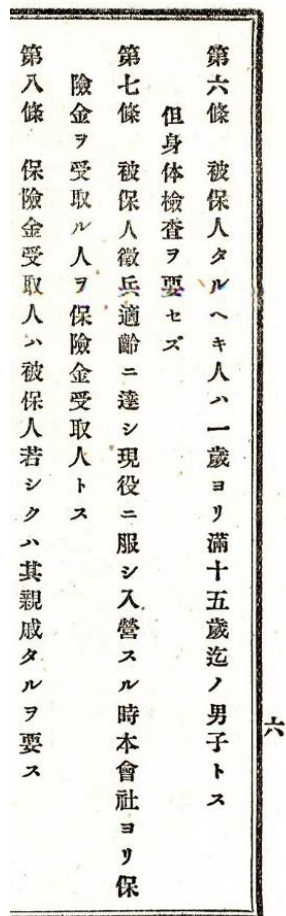
徴兵保険株式会社『社報』第75号、大正13年の表紙

=====

富国徴兵保険相互会社「事務取扱所規程」（創立初期）

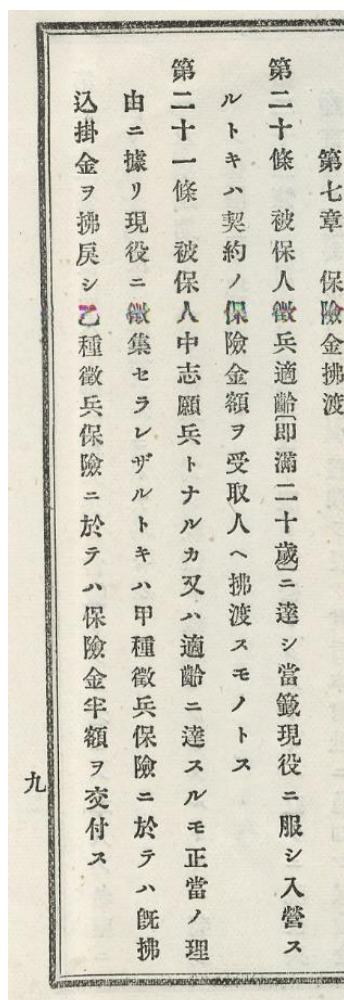
【以下、画像】

徴兵保険株式会社『徴兵保険規則』（明治31年）より被保人の規定部分



被保人とは被保険者のことである。年齢制限と身体検査をしない旨が規定されている。第7条には徴兵保険金の給付事由を、また第8条では保険金受取人を親戚に限定する旨を記している（親族主義）。

徴兵保険株式会社『徴兵保険規則』（明治31年）より保険金払渡の規定部分



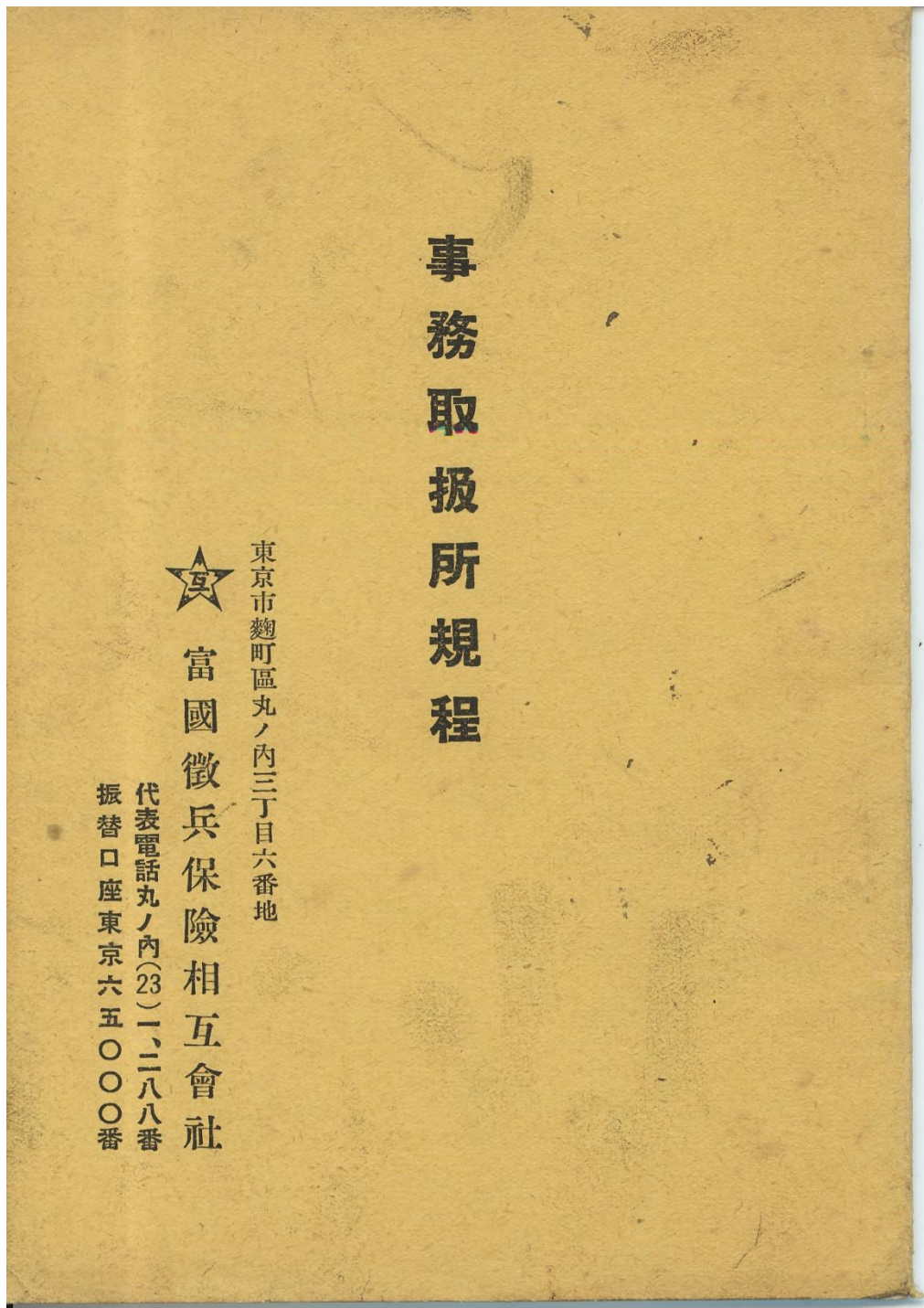
原始約款における保険金の給付条件を規定第20条と第21条。

徴兵保険株式会社『徴兵社報』第75号、大正13年の表紙



徴兵保険株式会社の創立25周年記念号では、25年間の同社の成長をイラスト化したものを表紙とした。

富国徴兵保険相互会社「事務取扱所規程」（創立初期）



富国徴兵の「事務取扱所規程」。住所が旧本店の所在地であることから、創業当時のものであることが分かる。